3、

主に組合幹部解雇を計画したるものゝ如く
六日拾十四日と七日七日との二回に組合員中の
實あるものが一名を同鉄状態にある合会社平
沼油機会に射勤を命じたるが七日が三日先
三時会社側に於ては立等に対し財界不次事業
縮少の止むあきに至りしとの理由の下に解雇
の言い渡しをおこし、解雇手當其の他を附さん
としたるも、社事の側は安性万を組合に
任し組合は会社協約幹部会を開催し、解雇又
対の考察を為し実行方法は執り委員一任とある